

9 月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール info@seko-tax.comホームページ <http://www.seko-tax.com/>

1 ごあいさつ

今月、事務所便り第78号を発行させていただきます。

最近になって幾分朝晩の暑さが和らいできて過ごしやすくなってきました。このまま涼しくなってくれればうれしいですね。

今月は、大阪府藤井寺市にある西国三十三所の第5番札所の紫雲山葛井寺と京都府宮津市にある第28番札所の成相山成相寺に参拝に行った際に撮影した写真をご紹介します。



(写真は、紫雲山葛井寺の山門です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**民法(相続法)改正について その3、最近の税務関連状況**、税金以外のテーマとしまして**習慣をちょっと変えてみる その13**を書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。

2 民法(相続法) について その3

H30年7月に相続法が大きく改正され、その改正のうち7月1日から施行されるものがありますので、消費税の軽減税率についての紹介を一旦休止して相続法の改正についてご紹介させていただくことにします。

○特別の寄与の制度の創設

*2019年7月1日施行

(優遇措置の内容)

- ・相続人以外の被相続人の親族が無償で被相続人の療養看護等を行った場合には、相続人に対して金銭の請求をすることができるようになります。

改正前	相続人以外の者は、被相続人の介護に尽くしても、相続財産を取得することができない。
改正後	相続開始後、長男の妻は、相続人に対して、金銭の請求をすることができる。 ↓ 介護等の貢献に報いることができ、実質的公平が図られる。

【事例】

亡き長男の妻が、被相続人の介護をしていた場合

被相続人 (2022年死亡)

相続人 長女

次男

*長男は、2021年死亡

長男の妻が被相続人の介護をしていた

(改正前)

- ・被相続人が死亡した場合、相続人（長女・次男）は、被相続人の介護を全く行っていなかったとしても、相続財産を取得することができる。
- ・他方、長男の妻は、どんなに被相続人の介護に尽くしても、相続人ではないため、被相続人の死亡に際し、相続財産の分配にあずかれない。

(改正後)

- ・遺産分割の手続きが過度に複雑にならないように、遺産分割は、現行法と同様、相続人（長女・次男）だけで行うこととしつつ、相続人に対する金銭請求を認めることとしたもの。

*事例のように亡き長男の妻が相続人2人に金銭請求をできるようにりましたが、相続人2人に特別の寄与があったことを認めてもらわないといけないので、被相続人がお亡くなりになる前から客観的事実を説明できるものを揃えておくようにしないとけません。

これで相続法の改正についての説明を終わりにいたします。

【参考文献】

- ・法務省リーフレット 「民法（相続法）改正 遺言書保管法の制定～高齢化の進展等に対する対応～ 相続に関するルールが大きく変わります」



(写真は、紫雲山葛井寺の境内です)

3 最近の税務関連状況

最近の税務関連で新聞等に取り上げられている事項をご紹介します。

消費税軽減税率関連

日経新聞に「ポイント還元 月1万5000円 消費税 カード業界が上限」、「消費増税後のポイント還元 アマゾンや楽天にも適用」、「消費増税「値引き」で還元 コンビニ4社ポイント2%分」、「カードも「値引き」で還元 増税ポイント5社、コンビニに続き」などの記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・10月の消費増税にあわせて始まるキャッシュレス決済でのポイント還元制度をめぐり、クレジットカード業界が還元額の上限を共通で月額1万5000円を目安とすることがわかった。
- ・ポイント還元制度は10月から9カ月間、中小企業の店舗での買い物や飲食にクレジットカードや電子マネーで代金を払うと、最大5%がポイントなどで戻ってくる。
- ・10月の消費増税対策の一環として、キャッシュレス決済した消費者にポイントを還元する制度がアマゾンジャパンや楽天にも適用される。
- ・サイトに出品する中小企業の商品が対象となり、5%分を還元する。実店舗にとどまらず、幅広いネット通販に還元の対象が広がることで、消費者が恩恵を受ける場面が増えそうだ。
- ・10月の消費増税に合わせて始まるキャッシュレス決済のポイント還元策でセブンイレブン・ジャパンなどコンビニエンスストア大手4社は、消費者の購入額から還元策対象の2%分を支払時に差し引く。
- ・発生したポイントをその場で使えるようにし、後日ポイントが戻るよりも消費者にメリットが分かりやすいと判断した。
- ・10月の消費増税に合わせて始まるキャッシュレス決済のポイント還元策を巡り、JCBなどクレジットカード大手5社が利用者への請求段階でポイント分の金額を

差し引くことを決めた。

- ・事実上の値引きで、後でポイントを利用できるようにするよりも消費者がメリットを感じやすいと判断した。

などと書かれておりました。

*消費増税まで1カ月を切り、キャッシュレス決済のポイント還元業者による具体策が発表されてきました。どの業者の還元策が自分に合っているかを検討する必要があります。



(写真は、成相山成相寺の本堂です)

事業承継関連

日経新聞に「事業承継、親族外も支援 中小企業に税制優遇検討」、「中小後継者「お試し」支援 親族以外譲渡前の入社に助成 候補者データ整備」などの記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・後継ぎのいない中小企業の経営者が第三者に円滑に事業を譲り渡せるように、中小企業庁と財務省は新たな支援税制の創設を検討する。
- ・2025年には全国の中小企業の経営者の約6割が70歳以上になり、その半分の約127万人は後継者不在とされている。
- ・検討中の新たな税制の柱となるのが経営者の税負担軽減だ。
- ・経営者が他企業やファンドなど第三者に会社を売って退任する際、株式の簿価と売却額の差分だけ譲渡益

(黒字)が生じ、通常20%の税金がかかる。検討中の新税制では課税をいったん繰り延べる。

- ・経済産業省は中小企業の経営者が第三者に事業を譲るのを後押しする。
- ・20年度予算の概算要求に、後継者の候補となる人にあらかじめ働いてもらう「お試し雇用」への補助を盛り込む。主に人件費の一部を国などが負担する。事業の引き継ぎに関心がある人に数カ月程度働いてもらい、円滑に会社を引き継ぐ素地を整える。
- ・経営者が社外から後継者の候補を見つけるための支援策も整える。
- ・中小企業庁が全国に設けた「事業引継ぎ支援センター」と日本政策金融公庫、民間のM&A仲介業者が持つ企業や人材のデータを共有できるようにするのが柱だ。

などと書かれておりました。

*後継者不足に悩む中小企業が多いため、中小企業庁と財務省が様々な支援税制の創設を検討しているようです。今後もし情報が出てきましたらご紹介させていただきます。



(写真は、成相山成相寺の境内です)

4 習慣をちょっと変えてみる その13

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマについて毎回書いていくことにしております。

今回は、ストレス緩和につながる内容として「ただ没

頭してみる」についての情報をご紹介させていただきます。

ただ没頭してみる - 「とらわれない」ことのすごい力

参考文献には、

- ・「無念無想」という言葉が禅にあります。これは一言で言うと、「無心」。心を空っぽにして、心をどこにも置かないということです。
- ・あれこれと余計なことを考えず、今やるべきことに気持ちを集中させる。そうすることで人間は、素晴らしい力を発揮することができるという教えです。
- ・仕事に集中していると思っても、「休憩まであと何分だろう」とか「この仕事つまらないな」などと考えたりしていることは多いもの。逆に、休日に遊んでいても仕事のことが頭をよぎったりもするでしょう。
- ・目の前のことに、ただ没頭してみる。すると、驚くほどのパワーが生まれるのです。

などと書かれておりました。

このテーマを今回選ばせていただいたのは、夏の暑さで事務所で作業もなかなか集中することができなかったこと、クライアント先様からの相談でその場で回答ができなかった場合にその相談内容を他の仕事をしながら考えたりしてしまっていることがあり集中できていない状況があったので、選ばせていただきました。

普段複数の仕事を並行して進めていくことが多いので、1つの仕事に集中することが難しいと思っておりましたが、このテーマを取り上げてみて、改めて考えてみますと朝仕事を始める前にその日にそれぞれの仕事をどこまで進めるかを決めて、あとはその決めたことを淡々とこなしていくと目の前のことに没頭できるようになるかなと思っています。

目の前の仕事に没頭することができれば、仕事をこれまでより早く済ませることが出来るようになるでしょう

から、どうしたら集中できるようになるか工夫されてみてはいかがでしょうか。

【参考文献】

- ・禅、シンプル生活のすすめ 著者 柘野 俊明 発行所 三笠書房

5 編集後記

京都府宮津市にある「成相山成相寺」に参拝に行った際に成相寺の本堂の中に「真向の龍（左甚五郎作）」があり、撮影可能でしたので、撮影いたしました。その写真をご紹介します。



あと「成相山成相寺」より車で5分程度山を登っていくと展望所があり、そこから「天橋立」が綺麗に見ることができました。その写真をご紹介します。



今月も最後までお読みいただきありがとうございました。